

## 雇用環境改善 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 20 年 7 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年 9 ヶ月
2. 内容

目標 1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

＜対策＞

- 平成 22 年 1 月 休業復帰後の環境整備に向け、復帰経験者へアンケートを実施
- 平成 22 年 10 月 復職支援プログラムサービスで「休業＆復職支援制度のご案内」を作成し、社内イントラにて従業員へ周知する。

目標 2：所定外労働の削減のための措置の実施

＜対策＞

- 平成 21 年 4 月～ 部署別平均残業時間表を作成し各部門への報告を実施
- 平成 21 年 7 月 社内報により時短推進委員会の活動報告を従業員へ情報発信する。

目標 3：年次有給休暇の取得促進に向けた取り組みを実施（5 連続休暇）

＜対策＞

- 平成 20 年 7 月 5 日間の連続休暇取得等、年次有給休暇の取得の促進のため、社内報により社長からのメッセージを従業員に発信する。
- 平成 20 年 4 月～ 各部署から休暇取得計画表を提出させ、年休を取得しやすい環境整備を図る。